

山形県「ラ・フランス」振興協議会規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本協議会は、山形県「ラ・フランス」振興協議会と称する。

第2条 本協議会の事務所は、山形市松波2丁目、山形県農林水産部園芸大国推進課内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 「山形ラ・フランス」の消費拡大と販売価格の向上を図るためには、消費者に対し食味を重視した「おいしい果実」を提供することが重要である。そこで本協議会では、「山形ラ・フランス」に関係する農業団体、市場、出荷団体、生産者団体、生産者等が「オール山形」で、品質を重視した生産・出荷・販売・流通に取り組み、「山形ラ・フランス」のブランド力強化と販売力の向上を図ることを目的とする。

第4条 本協議会は、前項の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) 作柄調査および収穫適期の判定に関すること
- (2) 販売開始基準日の設定に関すること
- (3) 消費拡大およびブランド力強化に必要な事項に関すること
- (4) G I 「山形ラ・フランス」の運営に関すること
- (5) 会計に関すること
- (6) その他協議会の目標達成に必要な事項に関すること

第3章 組 織

第5条 本協議会は、県内において「ラ・フランス」の生産・販売に関わる農業協同組合、生産者団体、流通業者、生産者、県・市町村関係者および学識経験者等で、この協議会の趣旨に賛同して入会した者で構成する。

2 前項のうち、G I 「山形ラ・フランス」の生産者は、別表3のとおりとする。

第6条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、事務局にて入会を管理する。

2 正当な理由がないのに、会員たる資格を有する者の入会を拒み、又はその入会につき現在の会員が入会の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。

3 協議会は、会員が次の事項のいずれかに該当するときは、代表者会議の議決を経て、当該会員を退会させることができる。

- (1) G I の明細書の基準を守らないとき。
- (2) 協議会の目的及び事業を守らないとき。
- (3) 協議会の名誉をき損する行為をしたとき。

第7条 本協議会には、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監 事 2名

(4) アドバイザー 1名

- 2 前項の役員は、代表者会議において選任する。
- 3 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、会の会計を監査する。

(代表者会議)

第8条 本協議会には、第4条の事項について協議する代表者会議を設ける。

- 2 代表者会議の構成は、別表1のとおりとする。

(専門部会)

第9条 本協議会には、必要に応じて専門部会を設置することができる。

(1) 作柄・販売開始基準日等検討専門部会

(2) その他、必要と認められる専門部会

- 2 (1)の専門部会の構成は、別表2のとおりとする。
- 3 専門部会長は、山形県農林水産部園芸大国推進課長をもって充てる。

(会議)

第10条 本協議会の会議は、会長が必要に応じて召集する。

- 2 会長は、必要があるときには、会議に関係者を出席させることができる。

(事務局)

第11条 本協議会の事務局は、別表4のとおりとし、山形県農林水産部園芸大国推進課が主査する。

- 2 事務局長は、山形県農林水産部園芸大国推進課課長補佐（果樹振興担当）をもって充てる。
- 3 事務局は、第4条の事項について、必要な事務を処理する。

(会計)

第12条 G I「山形ラ・フランス」の運営に係る本協議会の事務経費は、山形県および全国農業協同組合連合会山形県本部の負担金をもって充てる。

- 2 本協議会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 前項に係る決算報告は、代表者会議にて報告する。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定めることができる。

付則

- 1 この規約は、平成31年3月19日から施行する。
- 2 この規約の一部を改訂し、令和元年7月29日から施行する。
- 3 この別表の一部を改訂し、令和4年3月11日から施行する。
- 4 この規約及び別表の一部を改訂し、令和4年4月1日から施行する。
- 5 この規約及び別表の一部を改訂し、令和5年4月1日から施行する。
- 6 この規約及び別表の一部を改訂し、令和6年4月1日から施行する。

- 7 この規約及び別表の一部を改訂し、令和7年4月1日から施行する。
- 8 この規約及び別表の一部を改訂し、令和8年4月1日から施行する。

別表1 山形県「ラ・フランス」振興協議会 代表者会議

[illegible]

【県】		
農林水産部	技術戦略監兼次長	(会 長)
〃 農産物販路開拓・輸出推進課	課長	
〃 農業技術環境課	課長	
〃 園芸大国推進課	課長	(副会長)
農業総合研究センター園芸農業研究所	所長	
村山総合支庁産業経済部農業振興課	課長	
〃 農業技術普及課	課長	
〃 西村山農業技術普及課	課長	
〃 北村山農業技術普及課	課長	
最上総合支庁産業経済部農業振興課	課長	
〃 農業技術普及課	課長	
置賜総合支庁産業経済部農業振興課	課長	
〃 農業技術普及課	課長	
〃 西置賜農業技術普及課	課長	
庄内総合支庁産業経済部農業振興課	課長	
〃 農業技術普及課	課長	
〃 酒田農業技術普及課	課長	

別表2 作柄・販売開始基準日等検討専門部会

機関・会社名	職名	備考
【農業協同組合等】		
全国農業協同組合連合会山形県本部	園芸部長	
山形農業協同組合	営農経済部長	
天童市農業協同組合	販売部長	
さがえ西村山農業協同組合	営農販売部長	
みちのく村山農業協同組合	営農販売部長	
東根市農業協同組合	営農経済部長	
山形おきたま農業協同組合	営農経済部長	
南果連協同組合	西洋梨部長	
【県】		
農林水産部園芸大国推進課	課長	専門部会長
〃 農業技術環境課	課長	
農業総合研究センター園芸農業研究所	所長	
村山総合支庁産業経済部農業技術普及課	課長	
〃 西村山農業技術普及課	課長	
〃 北村山農業技術普及課	課長	
最上総合支庁産業経済部農業技術普及課	課長	
置賜総合支庁産業経済部農業技術普及課	課長	
〃 西置賜農業技術普及課	課長	
庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課	課長	
〃 酒田農業技術普及課	課長	

別表3 G I 「山形ラ・フランス」の出荷団体・個人生産者（令和8年4月現在）

【農業協同組合】	
山形農業協同組合	みちのく村山農業協同組合
山形市農業協同組合	東根市農業協同組合
天童市農業協同組合	山形おきたま農業協同組合
さがえ西村山農業協同組合	庄内みどり農業協同組合
【生産者団体】	
南果連協同組合	大谷果樹組合
【青果市場】	
山形丸果中央青果株式会社	長井中央青果株式会社
株式会社丸勘山形青果市場	丸果庄内青果株式会社
株式会社天童青果市場	神町青果卸売市場
米沢青果株式会社	株式会社東根青果市場
【出荷組織・産直等】	
株式会社丸松青果	株式会社ジェイエイトンドウフーズ
株式会社東根農産センター	株式会社まるてつ
株式会社カトーコーポレーション	有限会社蔵王ウッディファーム
有限会社安達農園	山形青果センター株式会社
株式会社マンカウィル東北	産直しゃきっと
株式会社産直あぐり	株式会社やまがたさくらんぼファーム
きたむらやま産直組織ネットワーク	有限会社丸利後藤青果
四季菜館	有限会社丸忠奥山商店
有限会社須田フルーツ	有限会社今野観光果樹園
豊栄青果物協同組合	鈴木食品製造株式会社
一般社団法人東根市観光物産協会	株式会社アンスリーファーム
有限会社石山青果	柴田青果
個人生産者 45 名	
合計 87 団体・個人、生産者延べ数 2,301 名	

別表4 事務局の構成

機関名	職名等	備考
山形県農林水産部園芸大国推進課	課長補佐（果樹振興担当）	事務局長
〃	果樹振興係	
山形県農林水産部農業技術環境課	果樹技術調整	